

川崎港の認知度向上に向けた港湾緑地等活用業務委託 仕様書

1 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2 契約方法

プロポーザル方式

3 履行場所

川崎市内

4 業務目的

川崎港は、工業港、物流・エネルギー拠点として市民の消費生活や企業の産業活動を支えるとともに、羽田空港との近接性があり、市内唯一の人工海浜や海釣り場などの賑わい施設を有し、人流や交流のポテンシャルを秘めている。一方、工業地帯というネガティブイメージや市内主要駅からのアクセスの不便さなどを要因として、市民にとって心理的・物理的な距離感があり、認知度が高いとはいえない。また、非来港者ほど川崎港へのイメージが悪いという市民アンケート結果が出ている。

こうしたことから、市民認知度及び来港者数の向上を目指し、「港ならではの」魅力の創出とブランディングの構築に向けた取組により、川崎港に対するポジティブイメージの形成を図る必要がある。

本業務は、こうした課題の解決に向け、「港湾の役割を認知してもらうイベント」や「港湾緑地を活用したイベント」の企画・実施等に関する業務を委託するものである。

5 委託概要と実施条件

市が指定する条件に合致した、「港湾の役割を認知してもらうイベント」（特定の施設、設備を利用するなど）を企画し、1回ないし2回実施すること。また、「港湾緑地を活用したイベント」（東扇島東公園人工海浜の利用を条件とするなど）を企画し、1回実施すること。両イベントについて事前広報（HP作成、SNS展開等）をすること。

また、事業実施結果を今後の川崎港の魅力向上に向けたブランディングの構築に関する検討資料として活用するため、川崎港におけるイベントや企業見学会等に対する幅広いニーズの把握などを行い、その結果を踏まえ、市民認知度の向上等に有効な通年で定期的に実施できるイベントを提案すること。

市の指定する条件

(1) イベントのコンテンツは、次の2点とする。

- ① 川崎港に立地している企業等の施設見学及び川崎市所有船舶または民間事業者所有船舶による川崎港見学（今後持続して実施できるもの）
- ② 東扇島東公園人工海浜等を活用したイベント

(2) 川崎港に対するポジティブイメージが形成されるような効果を生むイベント内容とすること。

- (3) 「港湾の役割を認知してもらうイベント」と「港湾緑地を活用したイベント」の参加費は無料とすること。ただし、物販・飲食・保険に係る費用は有償で提供可能とする。

6 業務内容

(1) 全体統括

本業務の実施にあたっては、企画責任者及び現場責任者を定め、実施計画書、作業表、日程表等を提出し、情報を一元管理の上、当該事業が円滑に進行するよう、本市と協議の上、適正に運営管理すること。

(2) 委託業務の企画

ア 実施時期

(ア) 港湾の役割を認知してもらうイベント

令和7年3月下旬のうち平日1日ないし2日間

(イ) 港湾緑地を活用したイベント

令和7年3月下旬のうち土日祝日1日

(ウ) その他

実施回数及び実施日時については、本市と協議の上、決定することとする。

イ 実施場所

(ア) 港湾の役割を認知してもらうイベント

川崎港内の立地企業及び千鳥町船客待合所近辺の係留施設又は東扇島防災浮棧橋を使用すること。なお、川崎市所有の船舶の活用を可能とする。

(イ) 港湾緑地を活用したイベント

東扇島東公園人工海浜での実施は必須とする。その他、川崎港内の港湾緑地（東扇島東公園、東扇島西公園、東扇島北公園、ちどり公園）等も可能とする。

※ 別添資料参照

※ 川崎市所有の船舶の使用において、他の業務により使用不可の日程があるため、市と調整すること

※ 港湾緑地において別のイベントの開催等により使用不可の日程があるため、市と調整すること

ウ 企画制作に関する業務

施設管理者との調整、什器・備品及び機材等の手配、造作など企画の実施に関する一切の業務

エ 対象

「港湾の役割を認知してもらうイベント」、「港湾緑地を活用したイベント」とともに市内在住の児童・生徒及びその家族を対象とする。

オ 保険

イベント実施にあたり必要となる場合は、保険に加入すること。

(3) 事前広報

- ・ より多くの来場者を集客できるよう、訴求対象、広報の方法（コンテンツ等様々な媒体の活用等）、時期等を十分検討し、広報の実施計画を策定すること。
- ・ 楽しく感じ、参加したいと思えるような広報物を作成すること。

- ・HP作成やSNS等を通じ、本イベントの実施内容や川崎港の魅力を発信し、市民に幅広く周知すること。
 - ・関係先との調整及び参加者の募集（受付、抽選、事前予約等を含む）を行うこと。
- ※市が広報に協力できること：市HPの作成（使用する材料は事業者提供）、市X（エックス）使用

(4) 当日の運営・管理

- ・必要な会場の設置、撤去を行うこと（会場使用申請調整、必要な機材等の準備、運搬含む）。会場の使用申請調整については発注者も協力するものとする。
- ・イベント内容に応じて、必要な人員を手配、配置すること。
- ・参加者の受付を行うこと。
- ・関係先と事前調整を行い、イベント当日の運営を円滑に行うこと。
- ・設置物の転倒等、安全面に十分に注意するとともに、緊急時の導線を確認すること。
- ・アンケート調査を実施すること。
- ・記録用写真等の撮影を行うこと。

(5) イベント実施後の報告等

- ・写真等による各回の記録集を作成すること。
- ・アンケート調査を踏まえたニーズや課題等を整理すること
- ・川崎市港湾局や川崎港振興協会、各種団体等が川崎港で既に実施している市民認知度の向上等を目的としたイベント内容を踏まえながら、今後の事業展開に向け、児童・生徒とその家族をコアターゲットとして、市民向けの通年で定期的実施できるイベントを提案すること。
- ・実施結果等について、本市へ報告すること。

7 成果物

本事業の受託者は、本業務の履行期限内に下記成果物を納品すること。

なお、履行期限に限らず、各種成果物は業務の進捗に合わせて随時提出すること。

(1) 写真等によるイベント当日の記録集

(2) 実施報告書

- ・作成した成果物（計画書や広報物等）
- ・アンケート調査結果
- ・収支報告書
- ・実施結果等を踏まえた今後に向けた提案
- ・その他、本市が必要と認めるもの

(3) 業務完了届

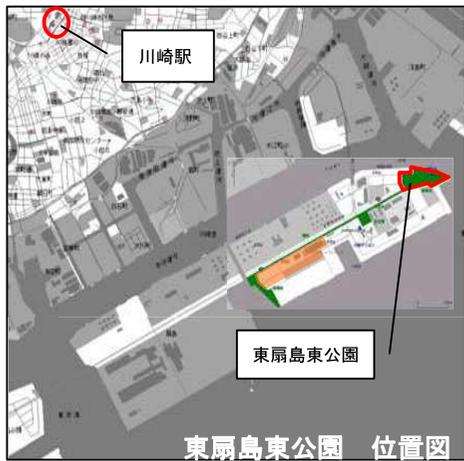
8 その他

(1) 受託者は、関連法規等の内容も踏まえた上で、本市と綿密な協議を行いながら本業務を実施すること。

(2) この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、本市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定するものとする。

東扇島東公園平面図

全体面積：約15.8ha



東扇島東公園



東扇島東公園

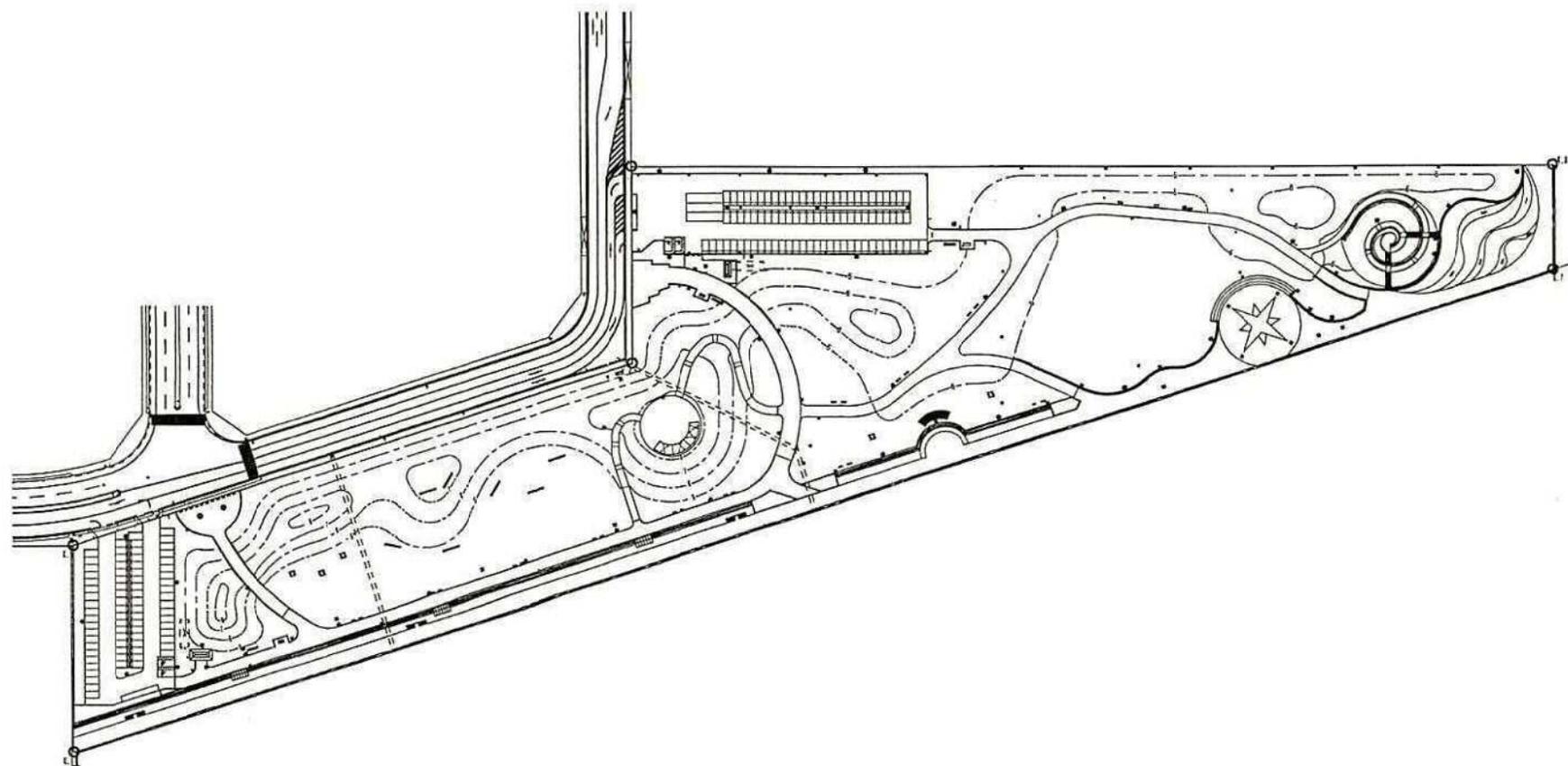


西公園平面図

全体平面図



0 10 20 30 40 50
5 = 1 : 800

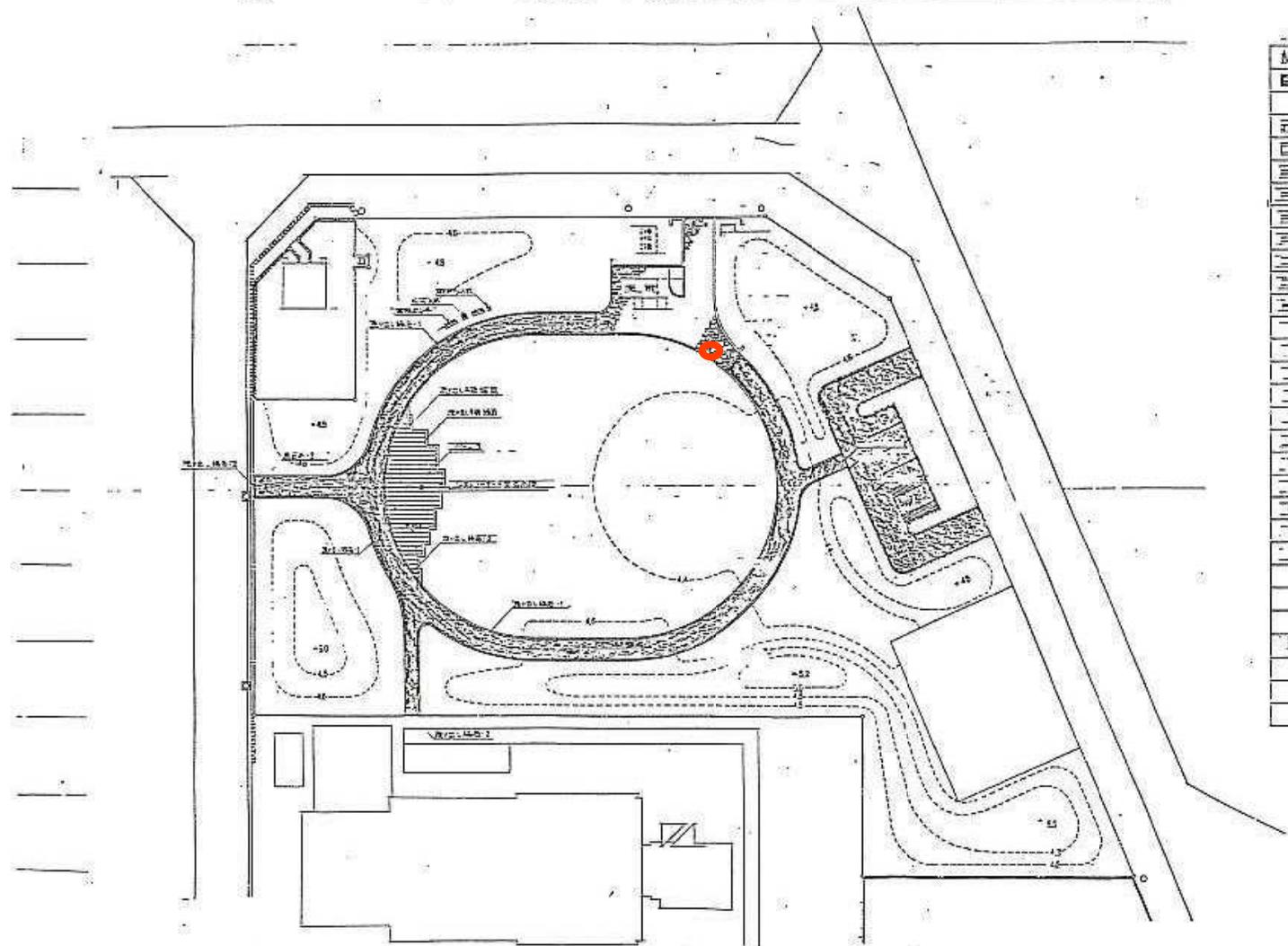


工事名	西公園公園整備工事			
図名	全体平面図			
設計	設計者	設計・検査	監査	
作成	製図	検査	川崎市港務局	

西公園



東扇島北公園



凡例

記号	名称	数量	単位	備考
[Symbol]	植栽地	522	m ²	植栽地
[Symbol]	歩道		m ²	歩道
[Symbol]	遊歩道	94.0	m ²	遊歩道
[Symbol]	遊歩道	5.5	m	遊歩道
[Symbol]	遊歩道	32.3	m	遊歩道
[Symbol]	遊歩道		m	遊歩道
[Symbol]	遊歩道		m	遊歩道
[Symbol]	遊歩道		m	遊歩道
[Symbol]	遊歩道	32.9	m	遊歩道
[Symbol]	遊歩道		m	遊歩道
[Symbol]	遊歩道	2	基	遊歩道
[Symbol]	遊歩道	4	基	遊歩道
[Symbol]	遊歩道	2	基	遊歩道
[Symbol]	遊歩道	2	基	遊歩道
[Symbol]	遊歩道	1	基	遊歩道
[Symbol]	遊歩道			
[Symbol]	遊歩道	1	基	遊歩道
[Symbol]	遊歩道	2	基	遊歩道
[Symbol]	遊歩道		基	遊歩道
[Symbol]	遊歩道		基	遊歩道
[Symbol]	遊歩道	1	基	遊歩道
[Symbol]	遊歩道	1	基	遊歩道

北公園



ちどり公園平面図 1/50000



ちどり公園

